

第4部 道路災害対策計画

自助	<input type="radio"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

道路災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画によるものとする。

第1章 災害予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

[協定6-(1)]網走建設クラブとの網走市所管公共土木施設・建築物における災害時の協力体制に関する実施協定

[協定6-(2)]網走市測量設計協会との網走市所管公共土木施設・建築物における災害時の協力体制に関する実施協定

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第2章 災害応急対策計画



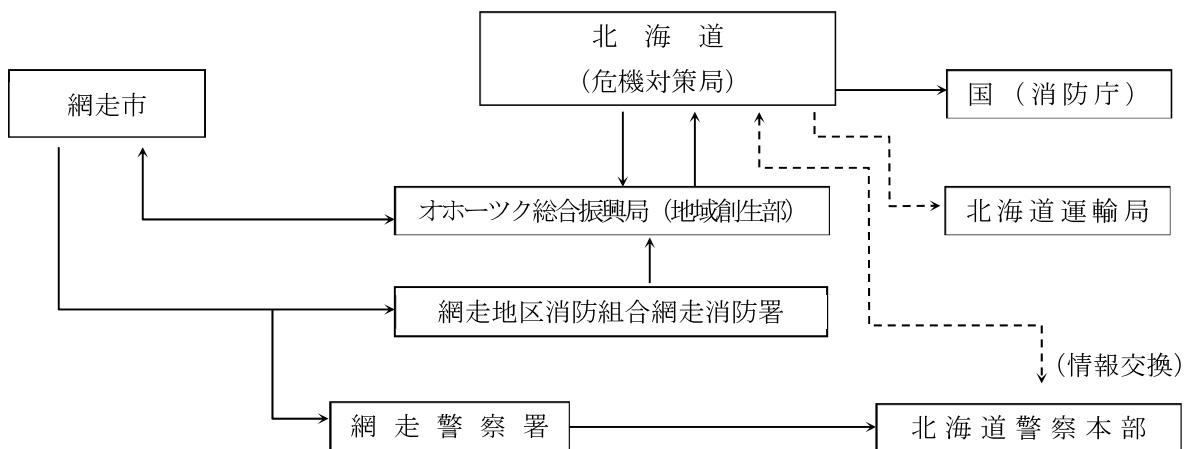
1 情報通信

道路災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

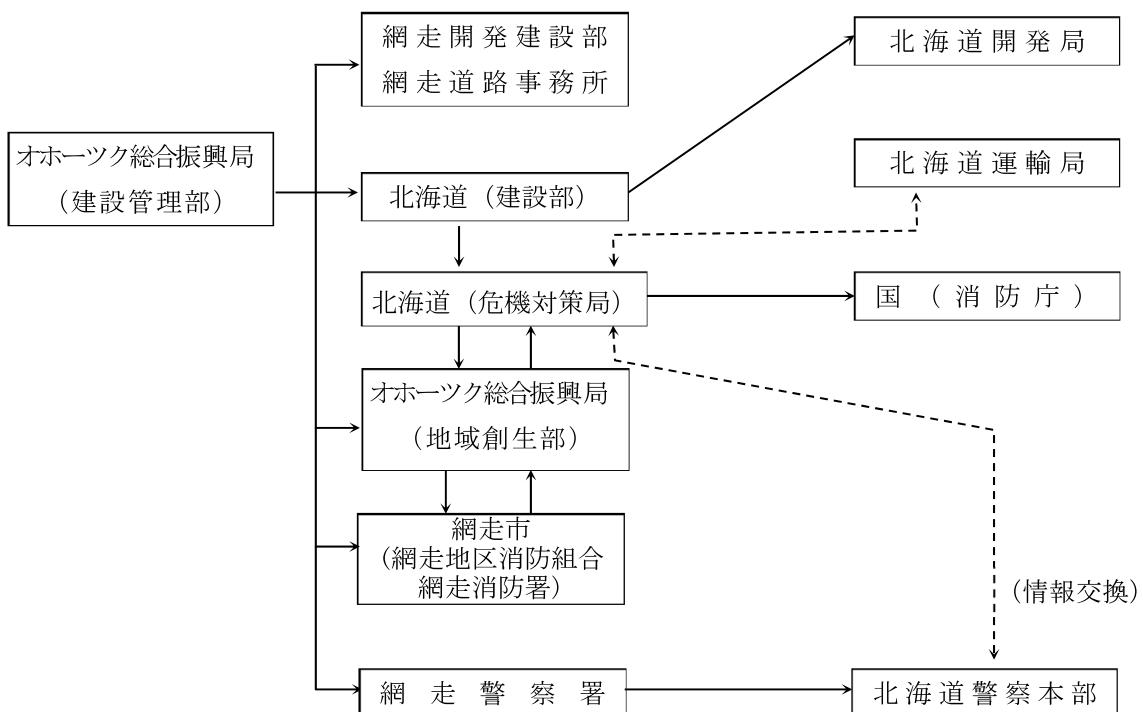
ア 市の管理する道路の場合

道路災害の情報通信連絡系統（市の管理する道路の場合）



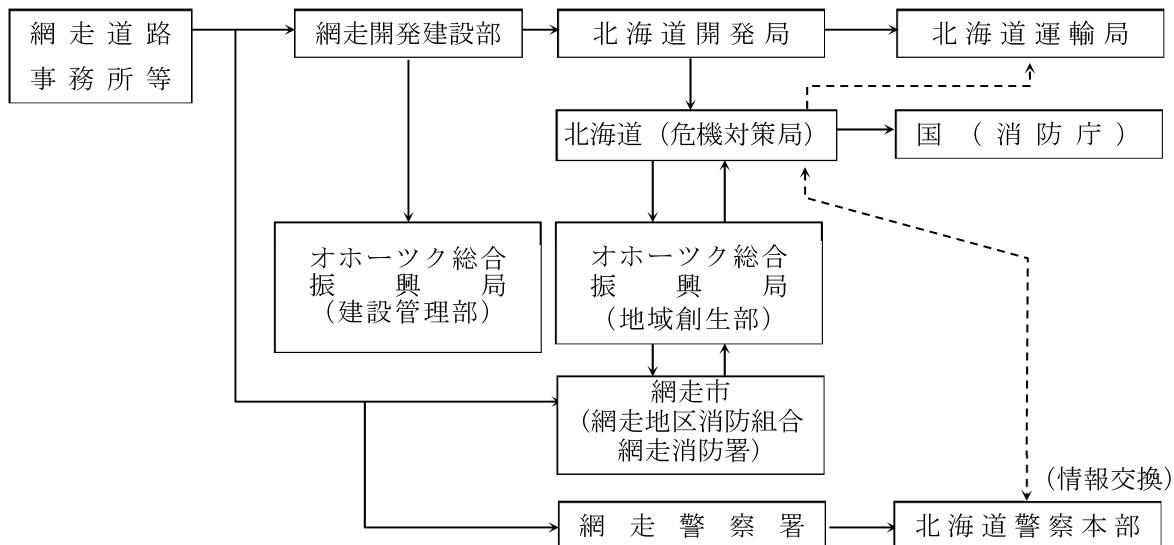
イ 北海道の管理する道路の場合

道路災害の情報通信連絡系統（北海道の管理する道路の場合）



ウ 国の管理する道路の場合

道路災害の情報通信連絡系統（国の管理する道路の場合）



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、基本編 第6部 第3章「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、市（網走地区消防組合網走消防署）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、道路災害時、必要に応じ基本編 第5部 第10章「消防計画」第2節「組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、基本編 第6部 第9章「救助・救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、基本編 第6部 第10章「医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、網走地区消防組合網走消防署等消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 網走地区消防組合網走消防署

ア 網走地区消防組合網走消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 市は網走地区消防組合網走消防署と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市等各関係機関は、基本編 第6部 第26章「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、基本編 第6部 第13章「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編 第5部「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、基本編 第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援

市、北海道及び網走地区消防組合網走消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明確化するよう努める。